

尼崎市 産後ケア事業のご案内

おなかの中で大切に育ててきたお子さまを、流産や死産などで亡くされた方のつらさは計り知れません。心と身体のサポートを目的に産後ケアが必要な方を対象に、尼崎市が委託する医療機関及び助産所等で「産後ケア事業」を実施します。

対象

流産・死産を経験して1年未満の方

*医療行為が必要な場合や、感染症(疑いを含む)にかかっている 場合は利用できません。

内容

状況や相談内容に合わせて、からだところのケア(産後の生活に関するアドバイス、心身の休養)、乳房のケア(乳房マッサージ等)を行います

宿泊型

実施施設へ
お泊りでのケア

通所型

実施施設へ
日帰りでのケア

訪問型

ご自宅でのケア

利用 形態

- 利用日数(回数)上限は、1回の出産あたりです。申請いただくことで、宿泊型、通所型、訪問型すべてのサービスが上限までそれぞれ利用可能です。
- 実施機関については、尼崎市のホームページに掲載しております。

サービス	利用料		利用日数・回数・時間数 上限
	市民税課税世帯	市民税非課税世帯・ 生活保護世帯	
宿泊型	2,750円/日 例: 1泊2日 5,500円 2泊3日 8,250円	1,000円/日 例: 1泊2日 2,000円 2泊3日 3,000円	通算7日
通所型	450円/時	100円/時	通算7回 かつ合計63時間以内
訪問型	1,000円/時	無料	通算4回かつ合計8時間以内 多胎児のママは通算6回かつ 合計12時間以内

問い合わせ先

尼崎市保健所 健康増進課(母子保健担当)
TEL 06-4869-3033
FAX 06-4869-3049

申し込み

尼崎市ホームページ
利用申請フォームで受付

市
ホ
ー
ム
ペ
ー
ジ



実施 機関

兵庫県集合契約に参加している産後ケア事業実施機関または、尼崎市と個別契約をしている実施機関で利用することができます。

*各施設により実施しているサービス等が異なります。詳細については以下のホームページをご確認ください。

兵庫県集合契約に参加している産後ケア実施機関

[兵庫県ホームページ 産後ケア事業について](#)

■市内実施機関 <訪問型>

・医療法人社団衣笠会 産科・婦人科衣笠クリニック ・古賀小児科 ・郷原 寛子(出張助産業務開始届出者)

尼崎市と個別契約をしている産後ケア実施機関

[尼崎市産後ケア事業個別契約実施機関一覧\(R8.4.1時点\)](#)

■市内実施機関 <訪問型>

・かないレディースクリニック

■市外実施機関 <宿泊型・通所型>

・グリーンケアサロン ピッコラ・ファミリア(はちどり助産院) ・緒方産婦人科クリニック ・晴助産院

利用の 流れ

Step 1

市ホームページ利用申請フォームからオンライン申請してください

申請は、出産後から産後ケア利用希望日までに速やかに申請してください。

申請内容によっては、市からの電話があります。

オンライン申請には、「尼崎市オンライン申請ポータルサイト」へのログインが必要です。

「尼崎市オンライン申請ポータルサイト」を初めて利用される方は、事前に利用者登録が必要です。

*オンライン申請ができない場合は、市ホームページに掲載している申請書を記入して窓口(南部地域保健課・北部地域保健課・健康増進課)または郵送(健康増進課)にて提出して下さい。

Step 2

市による審査後、産後ケア事業利用券を発行します

市から利用者に尼崎市オンライン申請ポータルサイトを通じて利用券を発行します。

Step 3

利用希望の施設へ連絡し、予約をお取りください

利用券が届き次第、ご自身で実施施設へ利用予約をお取りください。

ご自身で予約が困難な場合はstep2のお電話の際に健康増進課にご相談ください。

Step 4

産後ケア利用時に利用料を事業者へ直接お支払いください

料金については、オモテ面の「利用形態」をご確認ください。

Step 5

産後ケア利用後、利用者アンケートを回答してください

利用券または市ホームページに、アンケート回答フォームを掲載しています。

1回の利用ごとに回答してください。

問い合わせ先

尼崎市保健所 健康増進課(母子保健担当)

TEL 06-4869-3033

FAX 06-4869-3049

申し込み

尼崎市ホームページ

利用申請フォームで受付

市
ホ
ー
ム
ペ
ー
ジ

